

住宅性能証明業務料金規程

制定年月日 令和5年10月25日
 最終制定年月日 令和6年5月30日
 番号 OS-03号

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人大阪建築防災センター（以下「財団」という。）が実施する住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置制度における住宅性能証明料金について、必要な事項を定める。

(証明業務料金)

第2条 一般財団法人大阪建築防災センター住宅性能証明業務要領（以下「業務要領」という。）第13条に規定する証明業務料金（以下「料金」という。）は、申請1住戸につき、次に掲げる額とする。ただし、住宅性能証明業務の変更に係る手数料は、次に掲げる額の2分の1とする。

【一戸建ての住宅】

(税込、単位：円)

| 証明基準 | | 業務料金 | | ◆現場審査の時期 |
|---------|---|---------------------------|--------|----------------|
| 省エネルギー性 | 断熱等性能等級5以上 かつ 一次エネルギー消費量 等級6以上 | 標準料金 | 49,500 | ①断熱 ②竣工 |
| | | 設計住宅性能評価書等 を取得している場合 | 38,500 | ①断熱 ②竣工 |
| | | 型式住宅部分等製造者認証 を取得している場合 | 22,000 | ①竣工 |
| 耐震性 | 耐震等級2以上 | 標準料金 | 66,000 | ①基礎 ②躯体 ③竣工 |
| | | 設計住宅性能評価書等 を取得している場合 | 44,000 | ①基礎 ②躯体 ③竣工 |
| | | 型式住宅部分等製造者認証 を取得している場合 | 27,500 | ①基礎 ②竣工 |
| | 免震建築物 | 標準料金 | 見積り | ①基礎 ②躯体 ③竣工 |
| | | 設計住宅性能評価書等 を取得している場合 | 見積り | ①基礎 ②躯体 ③竣工 |
| バリアフリー性 | 高齢者等配慮対策 等級3以上 | 標準料金 | 48,400 | ①竣工 |
| | | 設計住宅性能評価書等 を取得している場合 | 33,000 | ① 竣工 |

※ 「設計住宅性能評価書等」とは、財団が発行した次のいずれかに該当する書類で、証明基準に適合しているものをいう。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除く。

- ① 設計住宅性能評価書
- ② 長期使用構造等である旨の確認書
- ③ B E L S 評価書
- ④ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ⑤ フラット35適合証

※ ◆現場審査の時期（2階建の戸建て住宅の場合）

「基礎」：基礎配筋工事の完了時

「躯体」：躯体工事の完了時

「断熱」：下地張り直前の工事の完了時

「竣工」：竣工時

- ※ 令和5年12月31日以前に建築基準法の確認済証が交付された住宅又は令和6年6月30日以前に建築された住宅の省エネルギー性に係る証明業務料金についても本規程を適用する。

【共同住宅】

共同住宅については、規模・申請戸数等に応じて別途見積りとする。

- 2 業務要領第8条に基づく住宅性能証明申請の取下げにより、業務要領第10条の現場審査の一部又は全部を実施しない場合、第1項に掲げる額から現場検査1回につき5,000円を返還する。。

（再発行に係る料金）

第3条 証明書の再発行に係る料金は、1通につき3,300円（税込）とする。

（料金の減額）

第4条 財団は、証明業務において、継続して一定の申請が見込め審査が効率的に実施できると認められる場合、その他財団が必要と認める場合にあつては、第2条に掲げる額を減額できるものとする。

- 2 財団が行う他業務の検査と併せて現場審査を行う場合、第2条に掲げる額から現場審査1回につき5,000円を減額する。

（規程に定めのない事項）

第5条 この規程に定めのない料金については、別途協議し定めることとする。

（附 則）

この規程は、令和6年1月5日より施行する。

（附 則）

この規程は、令和6年6月1日より施行する。